

第7章 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項

浸水被害が発生した場合の被害拡大を防ぐとともに、被害軽減を図るため、都市洪水および都市浸水想定区域図、洪水・内水ハザードマップの作成及び公表、住民への周知並びに防災教育・広報活動等のソフト対策を実施し、住民の防災意識向上を図る。

第1節 防災情報の事前周知

第1項 都市洪水想定区域

河川管理者は、特定都市河川を対象に、都市洪水想定区域図を作成する。特定都市河川のうち、水防法に基づく指定区間（境川：河口～井堰川、逢妻川、猿渡川）については、水防法に基づき、本計画での目標を超える降雨が発生した場合の河川の破堤氾濫による浸水想定区域図を作成・公表済みであるため、これをもってかえる。

なお、境川の井堰川合流点から前川合流点の区間についても、破堤氾濫による想定区域図を公表していく。

第2項 都市浸水想定区域

下水道管理者・市町・県は共同して、本計画の整備途上において、都市浸水の発生を防ぐ目標降雨が生じた場合に都市浸水が想定される区域を速やかに都市浸水想定区域として指定し、都市浸水想定区域図を作成・公表する。

第3項 洪水・内水ハザードマップ

市町は、浸水想定区域図、都市洪水想定区域図、都市浸水想定区域図などを基に洪水・内水ハザードマップを作成・公表すると共に、既に作成された洪水・内水ハザードマップについても河川・下水道の整備の状況に応じて見直しを行なうとともに、より分かりやすい内容となるよう工夫し、住民への周知に努める。

第2節 洪水時及び災害発生時の情報収集・伝達

河川管理者は、水防管理者・消防署・警察署・流域住民に対して、洪水予報河川については洪水予報等を、水位周知河川については特別警戒水位を提供する。また、水防警報河川については水防活動に必要な情報を水防管理者へ提供する。

なお、流域住民への情報提供に際しては、放送メディアやインターネット等の様々な媒体を活用し、映像や図等の多様な手法で分かりやすい情報の伝達に努めるとともに、携帯電話等へのメール配信により、大雨、洪水などの防災情報を提供する。

また、近年多発している局地的な大雨に対しては、国土交通省のXバンドMPレーダを活用するなど面的な降雨情報の提供に努める。

都市浸水発生時においても、内水ポンプの運転状況や溢水状況などの「下水道施設」に関連する防災情報の収集・伝達が可能となるように努めていく。

第3節 自助行動できる住民づくり

計画を超える降雨や整備途上における浸水被害の拡大を防止するため、住民が浸水被害

に対する認識を高めるとともに、身を守るためにとるべき行動を知識として身につけ、行動できる人づくりを行う必要がある。そのため、洪水・内水ハザードマップや洪水時及び災害発生時の各種防災情報の入手方法、利用方法の普及啓発に努める。また、本流域は製造業が盛んな地域であり、企業も含めた地域防災力の向上を図る。なお、愛知県では、「無関心な住民層」を「自助行動できる住民層」へと防災意識を向上させる取り組みである「みずから守るプログラム」※を展開している。このプログラムにより、住民や企業、市町職員とともに水害に強い地域づくりを行っていく。

※みずから守るプログラム

地域防災力の強化（共助）、防災意識の高い人材の育成（自助）を目指し、行政と地域住民がコミュニケーションを重視しながら水害に立ち向かう、地域協働型の愛知県独自の新しいソフト対策

第4節 浸水被害の常襲地への対応のあり方

浸水常襲地においては、集積した住宅等資産について、周囲の道路などの施設を嵩上げし、資産を保全することや、各戸毎に囲ぎよう堤を設け出入りに角落し等止水板を設置又は土のうを常備することを普及させるための施策について、境川流域総合治水対策協議会において検討していく。あわせて、内水浸水が発生しやすい低地や浸水常襲地において、新築、改築、増築時に高床式（ピロティ）建築等を奨励していくことについても境川流域総合治水対策協議会において検討していく。